

電波法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（操作及び監督の範囲）</p> <p>第三条 次の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モールス符号による通信操作」という。）及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。</p>		<p>（操作及び監督の範囲）</p> <p>第三条 （同上）</p>	
<p>資格</p> <p>（略）</p>	<p>操作の範囲</p> <p>（略）</p>	<p>資格</p> <p>（同上）</p>	<p>操作の範囲</p> <p>（同上）</p>
<p>第二級総合無線通信士</p>	<p>一 次に掲げる通信操作</p> <p>イ 無線設備の国内通信のための通信操作</p> <p>ロ 船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作</p> <p>ハ 移動局（ロに規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務</p>	<p>第二級総合無線通信士</p>	<p>一 （同上）</p> <p>イ （同上）</p> <p>ロ （同上）</p> <p>ハ （同上）</p>

の通信のための通信操作を除く。)

ニ 漁船に施設する無線設備(船舶地球局の無線設備を除く。)の国際電気通信業務の通信のための通信操作

ホ 東は東経百七十五度、西は東経九十四度、南は南緯十一度、北は北緯六十三度の線によつて囲まれた区域内における船舶(漁船を除く。)に施設する無線設備(船舶地球局の無線設備を除く。)の国際電気通信業務の通信のための通信操作

二 次に掲げる無線設備の技術操作

イ 船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線設備

ロ 航空機に施設する無線設備

ハ レーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの

ニ イからハまでに掲げる無線設備以外の無線設備(基幹放送局の無線設備を除く。)

で空中線電力二百五十ワット以下のもの

ホ 受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの

三 第一号に掲げる操作以外の操作のうち、第一級総合無線通信士の操作の範囲に属するモース符号による通信操作で第一級総合無線

ニ (同上)

ホ (同上)

二 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ (同上)

ニ (同上)

ホ 受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの

三 (同上)

第三級総合無線通信士	通信士の指揮の下に行うもの
第三級総合無線通信士	<p>一 漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数三百トン以上のものを除く。以下この表において同じ。）に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>二 前号に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>イ 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）</p> <p>ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるもの</p> <p>(1) 海岸局の無線設備の操作（漁業用の海岸局以外の海岸局のモールス符号による通信操作を除く。）</p>
第三級総合無線通信士	一（同上）
第三級総合無線通信士	<p>二（同上）</p> <p>イ（同上）</p> <p>ロ（同上）</p> <p>(1)（同上）</p>

<p>第二級陸上 特殊無線技 士</p>	<p>(略)</p>
<p>一 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 イ 受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備 ロ 陸上の無線局の空中線電力十ワット以下</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び基幹放送局以外の無線局の無線設備の操作 ハ 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 作 (1) 受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備 (2) レーダー</p> <p>三 前号に掲げる操作以外の操作で第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの 四 第一号及び第二号に掲げる操作以外の操作のうち、第二級総合無線通信士の操作の範囲に属するモジュール番号による通信操作（航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作を除く。）で第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士の指揮の下に行うもの（国際通信のための通信操作を除く。）</p>

<p>第二級陸上 特殊無線技 士</p>	<p>(同上)</p>
<p>一 (同上) イ 受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備 ロ (同上)</p>	<p>(同上)</p> <p>(2) (同上) ハ (同上) (1) 受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備 (2) (同上) 三 (同上) 四 (同上)</p>

(略)	<p>の無線設備（多重無線設備を除く。）で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの</p> <p>ハ 陸上の無線局のレーダーでロに掲げるものの以外のもの</p> <p>ニ 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力五十ワット以下の多重無線設備</p> <p>二 第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作</p>
-----	--

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 航空局 航空機局と通信を行うために陸上又は船舶に開設する無線局をいう。

二 移動局 移動する無線局をいう。

三 無線航行局 電波を利用して、航行中の船舶若しくは航空機の位置若しくは方向を決定し、又は船舶若しくは航空機の航行の障害物を探知するために開設する無線局をいう。

四 基幹放送局 法第六条第二項に規定する基幹放送局をいう（第七号及び第八号において同じ。）。

五 受信障害対策中継放送局 受信障害対策中継放送（法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。）を

六 コミュニティ放送局 コミュニティ放送（放送法（昭和二

(同上)	<p>ハ (同上)</p> <p>ニ (同上)</p> <p>二 (同上)</p>
------	---

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 受信障害対策中継放送局 受信障害対策中継放送（法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。次号において同じ。）を

六 特定市区町村放送局 総務省組織令（平成十二年政令第二

十五年法律第百三十二号)第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。ただし、同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く。)をする無線局をいう。

七 テレビジョン基幹放送局 静止し、又は移動する事物の瞬時的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る基幹放送局(文字、図形その他の影像(音声その他の音響を伴うものを含む。))又は信号を併せ送るものを含む。)をいう。

八 陸上の無線局 海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び基幹放送局以外の無線局をいう。

九 レーダー ある特定の位置から反射され、又は再発射される無線信号と基準となる無線信号との比較を基礎として、位置を決定し、又は位置との関連における情報を取得するための無線設備をいう。

十 多重無線設備 多重通信を行うための無線設備をいう。

十一 テレビジョン 電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬時的影像を送り、又は受けるための通信設備をいう。

3  
3  
5 (略)

百四十六号)第八十五条第一号に規定する市区町村放送(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第十五号に規定する地上基幹放送であるもの)に限り、受信障害対策中継放送であるもの及び同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く。)をする無線局をいう。

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

十 (同上)

十一 (同上)

3  
3  
5 (同上)